

資力があることを証する書面の取扱いの変更について

1 変更の内容

本市では、これまで個人で住宅を建設するための農地転用許可申請については資力があることを証する書面の添付を不要としていたが、国の指導により取扱いを見直し、全ての転用許可申請（追認許可を除く。）に資力があることを証する書面の添付を必要とする。

2 個人で住宅を建設する場合の資力があることを証する書面の例

（１）自己資金による場合

残高証明書、預貯金通帳の写し（口座名義人と残高のわかる部分）

（２）借り入れによる場合

融資（見込、予定）証明書、金融機関が受け付けた融資申込書の写し、事前審査結果通知、知人等から資金を借りる場合は借用書、

（３）共通事項

農地転用申請者と口座名義人又は融資を受ける者が異なる場合は戸籍謄本（抄本）・住民票等により続柄等を調べ、両者が異なることに合理性があることを確認する。

3 取扱いの変更時期

平成 29 年 4 月 1 日以降の許可に係る申請から取扱いを変更する。

（問い合わせ先：岡崎市農業委員会事務局 0564-23-6196）